

6.11.13
3218

台員ノ就業ヲ制止シテ以テ植田ハ所ニ稱志ス
務ニ面會組合ニ迫リテ事實ヲ爭分ク然ルル
ヲ行ヒケルガ稱志ハ結局右大名ノ降参ニ當テ
ニ植田ハ之ヲ認メズト豪認ニ直接社長ノ降参
ニ即ニ就キテ交渉スバント然レテ調子降参ニ
々々爭議ノ準備ヲ急ヤシテアリ一方事業主側ニ在
リテハ爭議参加ノ労働者ガ大名ナルヲ見越リテ
他ノ従業員ガ動搖セザラムコトヲ怖レ其ノ結果
ヲ固メ対立シテアリ

一 将束ノ予測
相当悪化ノ傾向アリ警戒中
右及(通)報矣也

警視總監 高橋宇雄
昭和十一年十一月二十二日

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局 長官 殿
大坂府 知事 殿
神奈川 知事 殿

發生一一九解決一一一五
雇用労働者 一〇
労働参加者 一〇
関係労働組合 全芳

中村ケラニツト高會労働爭議ニ関スル件(第一報發生)
要旨 賃銀不辨ニ端ヲ發シ本日ヨリ従業員十五
標記工場ニ労働爭議發生セルガ其ノ状況左ノ通り
一 爭議發生ノ場所